

---

プロジェクト	実務対応 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	仮想通貨交換業者に対する意見聴取（アウトリーチ）の概要

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、仮想通貨交換業者の業界団体である日本ブロックチェーン協会様及び日本仮想通貨事業者協会様を通じて仮想通貨交換業者に対して実施した意見聴取（アウトリーチ）の実施の概要を報告するものである。

### アウトリーチの概要

2. 各項目別に聞かれた意見は次のとおりである。

#### （仮想通貨の売却損益の認識時点：質問事項 1、質問事項 2）

3. 以下が事務局からの提案である。

#### 事務局の提案

- (1) 売買契約の成立時点に売却損益を認識する。

#### 提案する理由

- (1) 仮想通貨の売買にあたり当事者間で売買契約が締結されるため、共通する判断基準で会計処理を行うことが可能となり、実務上の多様性が抑えられる。
- (2) 売買契約が成立した後は、通常、売手である仮想通貨交換業者は売却した仮想通貨の価格変動リスク等に実質的に晒されていない。

#### 質問事項 1

- (1) 上記の事務局提案とした場合、実務上の困難さがあれば教えてください。

#### 質問事項 2

- (2) 売買契約の締結時点は、約款等で明らかになっていきますでしょうか。

#### アウトリーチにおいて聞かれた意見

4. 質問事項 1 については、概ね実務上の困難さはないとの意見であったが、次の意見

も聞かれた。

(1) 企業間の相対取引については、売買価格を契約書に定めておらず、売買契約の成立時点（契約書上の売買の合意に係る効力発生日）と、実際の売買価格の決定時点とが相違する場合がある。

5. また、質問事項2については、次の意見が聞かれた。

(1) 売買契約の締結時点は約款又は利用規約で明らかである。

(2) 約款又は利用規約では明らかではないが取引画面において明らかである。

(3) 約款又は利用規約では明らかではないが取引説明書において明らかにしている。

**（仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る資産及び負債の認識：質問事項3）**

6. 以下が事務局からの提案である。

**事務局の提案**

(1) 顧客から預かった仮想通貨を、仮想通貨交換業者の貸借対照表に資産として計上する。

(2) 顧客から預かった仮想通貨は、期末に、自己の固有財産である仮想通貨と同様に、以下の方法により評価を行う。

① 活発な市場が存在する仮想通貨の場合、時価に基づく価額をもって貸借対照表価額とする（資産に対応する同額の負債を計上する。）。

② 活発な市場が存在しない仮想通貨の場合、取得原価により計上する（資産に対応する同額の負債を計上する。）。

**提案する理由**

(1) 仮想通貨交換業者は、仮想通貨の暗号鍵等の保管を通じて顧客の仮想通貨を保有することになるが、資金決済法上の仮想通貨は私法上の位置づけが明確ではなく、資金決済法上の仮想通貨の所有権者が定かではない中で、顧客から預かった仮想通貨を仮想通貨交換業者の資産として計上すべきかは、一義的には決まらない。

(2) 仮想通貨交換業者が顧客から預かった仮想通貨については、暗号鍵等の保管を通じて仮想通貨交換業者が管理・処分する権利を有しているため、仮想通貨交

換業者にとっては自己の固有財産である仮想通貨と違いはない点や仮想通貨交換業者の倒産時における倒産隔離の状況等を考慮し、上記①の提案に至っている。

- (3) なお、前項の事務局提案に対しては、顧客から預かった仮想通貨のリスク及び経済価値は顧客に帰属するため、顧客から預かった仮想通貨を仮想通貨交換業者の貸借対照表に資産計上すべきではないとの意見も聞かれている。

### 質問事項3

- (1) 上記の事務局提案とした場合、実務上の困難さがあれば教えてください。

### アウトリーチにおいて聞かれた意見

7. 質問事項3については、概ね実務上の困難さはないとの意見であったが、次の意見も聞かれた。
- (1) 管理システム上、顧客の仮想通貨の移動や増減の把握は可能だが、当該データが経理システムとデータ連携しておらず、現状において経理処理ができていない。
8. また、以下の意見も聞かれた。
- (1) 金融商品取引業者が顧客からの「預り金」を両建てし貸借対照表に計上しているのと同様に、仮想通貨交換業者も預託者からの預かり仮想通貨を貸借対照表に計上することは妥当である。
- (2) 預かり仮想通貨をオンバランスとした場合、仮想通貨交換業者の貸借対照表における計上額が過大となり、投資家に誤認を与えるのではないかと。金融機関において預託者の有価証券等を預かった場合と平仄を合わせ、オフバランスとした方がよいのではないかと。

### (仮想通貨の期末評価時の会計処理：質問事項4)

9. 以下が事務局からの提案である。

### 事務局の提案

- (1) 活発な市場が存在する仮想通貨の場合、時価に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理する。
- (2) 活発な市場が存在しない仮想通貨の場合、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末日における処分見込価額が取得原価よりも下落している場合には減損

処理を行い、取得原価と当該処分見込価額との差額を当期の費用として処理する。

#### 提案する理由

##### (1) 活発な市場が存在する仮想通貨

① 資金決済法上の仮想通貨は、法律上の財産権が認められるかどうかは明確ではないものの、売却・換金等の処分によりキャッシュの獲得に貢献することから、会計上の資産として取扱い得るものと考えられる。

② 以下の理由により、時価に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理する方法が有用である。

(ア) 資産の属性の観点からは、仮想通貨は、外国通貨、トレーディング目的で保有する棚卸資産や金融資産のいずれの外見的属性にも類似した性質が見られるが、直接的に該当する会計基準はないため、資産の属性に着目して、会計処理を導くことは困難である。

(イ) 資産の保有目的の観点からは、現在の利用方法を前提とすると、仮想通貨の利用者及び仮想通貨交換業者は、仮想通貨を価格変動により売却利益を得る目的で保有する場合等に該当すると考えられる。

##### (2) 活発な市場が存在しない仮想通貨

① 以下の理由により、時価に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）を当期の損益として処理する方法は有用とは言えない。

(ア) 活発な市場が存在しない仮想通貨は、例えば、長期的な値上がり益を期待して保有することなどに保有目的が限定されること

(イ) 活発な市場が存在する仮想通貨と比べて客観的な価額としての時価の把握が極めて困難な場合が多いと想定されること

10. なお、事務局提案に対して、原則としてすべての資金決済法上の仮想通貨を取得原価で評価し、流動性が高く回転率が高いものに限って、実務上の便法として時価評価することを認めるとする方法も聞かれている。

#### 質問事項 4

(1) 上記の事務局提案とした場合、実務上の困難さがあれば教えて下さい。

(2) 活発な市場の有無により異なる会計処理を行う方法を採用することを想定した場合、以下の①～③の事項以外に、実務上で想定される課題があるでしょうか。

- ① 活発な市場の判断基準
- ② 時価の算定方法
- ③ 活発な市場が存在しない仮想通貨の減損処理

#### アウトリーチにおいて聞かれた意見

11. 質問事項4については、概ね実務上の困難さはないとの意見であったが、次の意見も聞かれた。

(1) 取引所で保有する仮想通貨の中には、売買目的とは異なる目的（仮想通貨の出金時における預託者との手数料調整目的）で保有するものがあるため、期末時点の評価差額についてはその他の包括利益で処理することが望ましいのではないかと。ただし、当該目的で保有する仮想通貨の金額的な重要性は乏しい。

#### **(活発な市場の判断規準：質問事項5、質問事項6)**

12. 以下が事務局からの提案である。

#### 事務局の提案

- (1) 随時、売買・換金等を行うことができる仮想通貨取引所や仮想通貨販売所において取引されていない仮想通貨
- (2) 仮想通貨取引所や仮想通貨販売所において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない仮想通貨又は実際の売買事例がなく市場価格が存在しない仮想通貨
- (3) 仮想通貨交換業者の仮想通貨取引所や仮想通貨販売所にて取引が行われている場合であっても、当該仮想通貨交換業者の企業からの独立性が確保されていない仮想通貨

#### 提案する理由

(1) 市場が存在するか否か及び市場が存在しても活発な取引が行われているかの観点から、金融商品会計に関する実務指針における規定を参考として、上記のような場合には、活発な市場が存在しないと考えられる。

13. また、前項の「実際の売買事例が極めて少ない」という判断に関して、事務局は以

下の提案をしている。

### 事務局の提案

- (1) 複数の仮想通貨交換業者が仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取り扱うことにより、客観的に信頼性のある価額として時価が把握できるかという観点とともに、当該時価による売却・換金等の実現可能性があるかという観点から判断を行う。

### 提案する理由

- (1) 取引相場を有している資産であっても、価格の信頼性と実現可能性を確保できる程の市場の厚みがない場合には、活発な市場が存在するとは言えない。

### 質問事項 5

- (1) 上記の事務局提案とした場合、実務上の困難さがあれば教えてください。

### 質問事項 6

- (1) 仮想通貨の市場の厚みを判断するにあたり、仮想通貨の取引量や仮想通貨取引所・仮想通貨販売所の数について目安となる基準はあるでしょうか。

### アウトリーチにおいて聞かれた意見

14. 質問事項 5 については、実務上の困難さに関して次の意見が聞かれた。

- (1) マイナーな仮想通貨については、複数の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取り扱われているか否かだけでは不十分であり、仮に複数の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取り扱われていたとしても売買・換金の実現可能性の観点に関して判断の余地が大きいと考えられ、具体的な規定（例えば、日々約定がなければならないのか、約定が存在したうえで3日に1回取引がある程度で良いのか、気配値が出ていれば良いのか、など）を設けた方が望ましい。
- (2) 「複数の仮想通貨交換業者」の「複数」には海外の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所が含まれると考えられるが、除外される国・取引所等はあるか、また、国内も含め、その会社・取引所等の規模や取引量は問われないかを確認したい。
- (3) 「仮想通貨交換業者からの独立性が確保されていない仮想通貨」について、具体的にどのような要件を満たした場合に独立性が確保されていることになるかの判断基準を設けてもらいたい。

15. また、質問事項 6 については、次の意見が聞かれた。

- (1) 判断の目安はない。
- (2) 時価総額や 1 日の取引量等に関して取扱う仮想通貨の社内基準を設けている。
- (3) 取引量については、開示している仮想通貨取引所と開示していない仮想通貨取引所が存在し、数値基準を設けることは難しい。
- (4) 一定のロットの取引をしようとする際に、値崩れ等が生じずにすぐに売買契約が成立するかどうかが目安になる。

**(活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格の算定方法：質問事項 7、質問事項 8)**

16. 以下が事務局からの提案である。

**事務局の提案**

- (1) 仮想通貨取引所で取引されている資金決済法上の仮想通貨の市場価格は、最も取引が活発に行われている仮想通貨取引所（海外のものも含む。）における取引価格とする。
- (2) 仮想通貨交換業者の仮想通貨販売所において取引されている資金決済法上の仮想通貨の市場価格は、最も取引が活発に行われている仮想通貨販売所（海外のものも含む。）において成立する価格（気配値を含む。）とする。
- (3) 仮想通貨交換業者は、独立性の観点から、自己の仮想通貨取引所及び仮想通貨販売所において成立する価格（気配値を含む。）を市場価格として、自己の仮想通貨の時価評価に使用することはできない。

**提案する理由**

- (1) 活発な市場が存在する場合における使用すべき市場価格に関する取扱いについて、金融商品会計に関する実務指針における規定を参考とした。

**質問事項 7**

- (1) 上記の事務局提案とした場合、実務上の困難さがあれば教えて下さい。

**質問事項 8**

- (1) 取引が最も活発に行われている仮想通貨取引所や仮想通貨販売所の取引状況や換金可能性の状況に関し、以下の内容についてご教示下さい。

- ① 国内外の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引状況をどのように把

握されているでしょうか。

- ② 保有する仮想通貨を売却・換金等をする際には、どのような観点で売却・換金等をする仮想通貨取引所や仮想通貨販売所を決定しているでしょうか（例えば、市場価格の一番高い仮想通貨取引所、最も取引量が多く売却量に制限がない仮想通貨取引所）。

#### アウトリーチにおいて聞かれた意見

17. 質問事項7については、実務上の困難さに関して次の意見が聞かれた。

- (1) 最も取引が活発な仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引価格を使用しているが、海外の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の価格を含めた場合、為替の問題も加味されてしまい、評価差額に為替の影響が混在し、結果として時価の情報として正確性を欠く可能性があるのではないか。また、1取引所の価格を取得することを前提としているが、直近3ヶ月間の市場全体のシェアの上位から合計して50%を超えるまでの各市場の価格の平均値を時価評価の基準価格とするなどの工夫により、時価がより正確性が増すのではないか。
- (2) 外国通貨と仮想通貨との相場価格は、本国通貨と外国通貨との流通量の違いがあるため、「海外を含め、最も活発な仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所」となると実態を反映しない可能性がある。
- (3) 自社が取引を行う複数の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における気配価格の仲値等、実務上把握が可能で、評価価格決定の恣意性がない運用が容易な方法を事業者自身で基準を設定することを許容してほしい。
- (4) 実務上、各仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引量の適時・網羅的な把握は困難であり、「最も活発な仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所」の判断ができない。
- (5) 独立性を失わない正当な理由がある場合には、自己の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において成立する価格を、市場価格として自己の仮想通貨の時価評価に使用することを許容してほしい。

18. また、質問事項8については、次の意見が聞かれた。

- (1) 国内外の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引状況の把握については、インターネット上に公開されている情報や仮想通貨交換業者が提供しているデータを利用する等により行っている。
- (2) 保有する仮想通貨の売買・換金を行う際には、取引口座を保有する国内外事業



者のうち、自社が売却したい数量を最も高い価格で売却可能な先に売却している。

- (3) 取引量が多いか、売買・換金をする時の価格が自社にとって最も有利であるか、API を提供しているか、手数料が安いかといった観点で売買・換金をする仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所を決定している。
- (4) 取引価格と流動性の両面を勘案し実現可能性の観点から決定する。
- (5) 取引量が多いかどうか、取引所自体の信用度合いが高いかどうか等を勘案している。

**(活発な市場が存在しない仮想通貨の期末評価：質問事項 9)**

19. 以下が事務局からの提案である。

**事務局の提案**

- (1) 期末日における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。以下同じ。）が帳簿価額よりも下落している場合には、当該処分見込価額を貸借対照表価額とし、帳簿価額と当該処分見込価額との差額を当期の費用として処理する。
- (2) 前項の減損処理には、切放し法（処分見込価額が回復した場合であっても、戻し入れを行わない方法）を採用する。

**提案する理由**

- (1) 活発な市場が存在しない仮想通貨については、活発な市場が存在する仮想通貨と比べて客観的な価額としての時価の把握が極めて困難な場合が多いと想定される。他の会計基準においても、時価を把握することが困難な場合に評価額をゼロ（備忘価額を含む。）とする定めがある。
- (2) 活発な市場が存在しない仮想通貨を減損する会計処理は、損失発生の可能性が高いと判断し、期末日における処分を前提として、処分見込価額まで簿価を切り下げるものであることから、その後に処分見込価額が回復した場合であっても、その処分を前提とした会計処理を取り消さず、切放し法を適用することが適切である。

**質問事項 9**

- (1) 上記の事務局提案とした場合、実務上の困難さがあれば教えて下さい。

アウトリーチにおいて聞かれた意見

20. 質問事項9については、概ね実務上の困難さはないとの意見であったが、次の意見も聞かれた。

- (1) 活発な市場が存在しない仮想通貨は、処分見込価額自体にも客観性がないと想定されるため、期末日を含む1ヶ月間の平均値などをもって処分見込価額を測定するべきではないか。
- (2) 収益性の低下の判断に際し、単なる低下にとどまらずその低下が一定程度確実であり可能性が高いことを示す要件として、期末日における処分見込価額が帳簿価額よりも著しく下落している場合としてはどうか。

**(その他の聞かれた意見：質問事項10)**

21. 以下が事務局からの質問である。

全般

質問事項10

- (1) 上記の事務局提案の会計処理について、ご意見があれば教えて下さい。

アウトリーチにおいて聞かれた意見

22. 質問事項10については、次の意見が聞かれた。

- (1) ICO(Initial Coin Offering)を念頭に置いた包括的な基準の策定を希望する。
- (2) 仮想通貨交換業者における損益計算書上の表示について、速やかな対応を求める。

## アウトリーチにおいて聞かれた意見への対応

23. 上記で聞かれた意見を踏まえ、以下のとおり事務局の提案を変更することとした(審議事項(5)-3の文案を参照)。

### (活発な市場の判断規準に対し聞かれた意見への対応)

24. 活発な市場の判断規準においては、複数の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取り扱われているか否かだけでは判断規準として不十分であるとの意見が聞かれたことに加え、国内外の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の状況を網羅的に把握することや、活発な市場の判断規準として具体的な数値基準を設けることについての実務上の困難性も聞かれた。

そのため、複数の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取り扱われているかどうかを要件とはせず、当該仮想通貨が売買・換金を行うことが可能な程度に十分な流動性を有しているかどうかの観点から、活発な市場か否かの判断を行うこととする。

### (活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格の算定方法に対し聞かれた意見への対応)

25. 活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格の算定方法において、最も取引が活発な仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引価格を使用している事務局提案に対し、実務上の困難性が聞かれた。加えて、仮想通貨交換業者が自己の仮想通貨の売買・換金を行う場合、最も取引が活発な仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所に限らず、手数料を含む取引価格等の有利さや仮想通貨取引所等の信用状況等の観点を勘案して取引先を決定しているとの意見も聞かれた。

そのため、最も取引が活発な仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所の取引価格を使用する事務局提案を変更し、自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格を市場価格として使用することとする。

26. また、独立性を失わない正当な理由がある場合には、自己の仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において成立する価格を、市場価格として自己の仮想通貨の時価評価に使用することを許容して欲しいとの意見が聞かれた。

そのため、仮想通貨交換業者は、原則として、自己の運営する仮想通貨取引所及び仮想通貨販売所における取引価格は独立性の観点から市場価格として使用できないとするものの、仮想通貨の取引価格の形成に与える影響の観点から、保有する仮想通貨を自己の運営する仮想通貨取引所において取引している場合であって、当該自己の運営する仮想通貨取引所全体の取引量に対する自己の取引量の割合の重要性が乏しく仮想通貨の取引価格等の形成に重要な影響を与えていないと判断されるときには、当該自己の運営する仮想通貨取引所における取引価格(取引価格が

ない場合には、気配値)を市場価格とすることができることとする。

以 上